

入れて、今日に至るまでに日銀の追加信用を三千億円以上も増加させ、これらをあげて大企業に対する融資に奉仕させてきたのであります。（拍手）この結果として、すでに一昨年以来表面化してきておる織維産業関係の過剰投資と、これによつて起つた過剰生産に相次いで、生産財関係におきましても過剰投資と過剰生産が急速に激しくなつてきたことは、天下周知の事実であります。（拍手）

乏放送や中小企業の強化という公約を天下に発表しながら、三十三年度予算編成に伴う税制改正においては全くこの公約を無視した、政治家としての不徳義は責められなければならないのです。あります。今回の税制改正では二百六十億円規模の減税を行なながら、そのうち低額所得者に影響があるのは二級酒類の減税五十五億円だけであつて、残りの二百五十億円は、いずれも大法人並びに高額所得者本位に減税されておるのであります。しかも、その酒税の減税さえも、本院の附帯決議を無視して、減税法の成立と同時に、酒造企業家との密約を果すために、減税分の一部を生産者価格の引き上げに回そうとしたために、院議無視の責任を数日間でわざって追及され、やむなく決をのんびに酒を飲ませるかわりに煮え湯を飲ませようとしたのです。またことに政治家として断じて許すことのできない、不明朗な、奇怪しきの行為といわざるを得ません。

る税収確保を故意に怠つてゐる大蔵大臣を、一日たりとも信任しておることはできないのです。(拍手)
私は、一萬田大蔵大臣不信任の第三の理由といたしまして、本年度予算編成において、経済基盤強化基金として総額四百三十六億円の財源を名目上はたな上げして見せて、これをもつて緊縮予算であるかのように見せかけておきながら、社会保障、民生安定関係の予算を過酷にも端的に圧縮して、不況下にあえぐ失業者が激増し、労働者は実質賃金が減少していく現状を、まさに冷酷にもこれを放置しておるといふことがあります。また、財政投融資額は、名目的にも三千九百九十五億円で、三十二年度の実行計画より四百七十一億円も上回り、これに繰り延べされてきた融資残りや開銀に対する追加融資を合せますならば、実にその規模は四千三百億円に達しております。これに加えて、政府は、電力、鉄鋼、石炭等の大企業に対しまして、アメリカから四百億円近い借款をあつせんしております。先に指摘いたしました四百三十六億円は、その名目こそ中小企業や東南アジア開発等の名前がつけられておりますが、その実体は原資を資金運用部に預託して大企業向けに融資することにあります。財政投融資はこれによって五千億円をこえておるのであります。このように膨張した資金はとうとうとして大企業に流れ込み、大企業の継続事業や満貨融資、さらには大銀行のオーバー・ローンの減額などに投入せられて、現在のこの不況をよそにいたしまして、ますます大企業のみがりっぱに不況救済対策を立てられておるという現状であります。しか

るに、中小企業や勤労者の生活は、昨年六月には平均二百件でありました。企業整理が、今や十二月には六百八十四件に上昇し、一月には八百十件に急増し、従業員の整理は昨年九月以来毎日二万人をこえており、十二月には三五人、一月には四万人をこえるに至つておるのであります。労働省すら本年の失業者増加は三十万人をこえると推定しております。しかも、雇用の面では、昨年八月以来、常用雇用は減少の一途をたどつておる現状であります。かかる経済の実態を無視して、中小企業や勤労大衆の犠牲の上に立つて大企業、大資本家のみを救済しようとする一萬田財政は、われわれの断じて許さないものであります。(拍手)今や、一萬田財政の存続は、一日延びれば延びるだけ、さらに大衆の窮乏は再生產され、一萬田蔵相がその職にとどまることは、国民大衆をしていよいよ貧困の不幸を加重するものであります。

一萬田大蔵大臣は、いつから農林大臣代理になられたのか、お伺いしたいと思ふのであります。(拍手)所管事項以外のことばは、總理及び副總理でもなつてゐるが、あなたが責任を負うはずはないのです。それにもかかわらず、しいであります。(拍手)国会審議を放棄して植樹祭にお出かけにならぬならば、事前に大蔵大臣の辞職を出してからお出かけになるのが至りませんかと思うのであります。(拍手)大蔵官僚からは突き上げられておる。既に臨してこられたが、今や、国会においては与党からも大きな攻撃され、まさに鬱陶しい一萬田大蔵相は、かつては日銀の法工といわれて、戦後日本の金融界に君臨しておられたが、今は、国会においては党からも総攻撃されておる。まさに国民怨嗟の声の中にあるのであります。(拍手)この際、往年の日銀法王の盛名を惜しまれるなら、あえて不信任の決議を待つまでもなく、いさぎよく退陣され、裸一貫になつて堂々と選挙区をお歸りになることが、政治家一萬田大蔵氏としての態度であることを、あえて苦言を呈しておく次第であります。(拍手)

(拍手) て苦言を呈しておく次第であります。
以上をもつて大蔵大臣一萬田尙晉君
不信任案の提案説明を終ります。何より
ぞ満場一致をもつて御賛同あらんことを
を要望する次第でござります。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 討論の通じ
があります。順次これを許します。
山手満男君。

○山手満男君登壇
〔山手満男君登壇〕

お前が君王の臣民であつて、國を守らねばならぬことを、お前は知らぬ。

ます。不信任理由の第一について申し上げます。昨年一萬田大蔵大臣が就任をされました。当時以来、世界各国とも、今日まで、いわゆるドル不足に悩んでおります。わが國もまた当時いわゆる外貨危機の状態にございました。国際收支も毎月一億ドル以上の赤字を示して参りましたが、その後、政府の経済政策、財政政策よろしきを得まして、今日国際收支は漸次改善をいたしました。十月以来黒字に転じ、昭和三十二年度の赤字は当初約四億数千万ドルと予想されておりましたが、実際におきましたのは一億三千万ドル程度にとどまり、引き続き今日改善を示す。(拍手)その間におきました。

つつき、(拍手)その間におきましたがござります。社会党のただいまの提案説明を聞きまして私は感するのでござりますが、全く何らの根拠のない言

ふりでござります。(拍手)法人税の減税は、三十二年度、大法人に有利

といわれておりました特別措置の大幅

緩急よろしきを得ました結果、幾たびか巷間にはいわゆる年末危機とか三月

危機とかいったことが流布されましたけれども、これらを順調に切り抜けて経

(拍手)特に中小企業に対しまして、財政投融資を通じて、三十二年度当初計

画に比しまして、中小企業金融公庫、工債券より二百億余の金融債の買

上げを行って参っております。これ

のことでござります。おきましては、

おきましては、万全の配慮がとられて参った

のであります。提案理由におきまし

て、今日国内需要が減退をしておると

か、いろいろな御批判がありまする

が、国民経済は国際收支の均衡を前提として初めて健全な発展を期し得るものでございまして、このことを社会党

の諸君はよく御承知を願いたいのでござります。今日ようやく経済の調整も仕上げの段階となり、将来におきましては、日本経済が堅実な伸張を遂げるための基礎が確立をしつつありますこと

は、一萬田大蔵大臣の偉大なる功績で

あります。何ら言ひがかりをつけら

れる筋合のものではないのであります。

(拍手)

次に移ります。減税についての非難

がござります。社会党のただいまの提

案説明を聞きまして私は感するのでござりますが、全く何らの根拠のない言

ふりでござります。(拍手)法人税

の減税は、三十二年度、大法人に有利

といわれておりました特別措置の大幅

緩急よろしきを得ました結果、幾たび

か巷間にはいわゆる年末危機とか三月

危機とかいったことが流布されました

けれども、これらを順調に切り抜けて経

済の調整を実現し、その均衡を回復す

るに至りましたことは、實に一萬田大

蔵大臣の努力の結果でござります。

(拍手)

次に、不信任理由の第四について申

し上げます。諸君御承知のように、一

八・九%に相当するものでございまし

るたな上げ資金、国債費の増加、ある

いは地方交付税の増加等を除く経費の

増加が五・五%に相当いたしますのに

対しまして、はるかにこれを上回る

苦しみどころでござります。(拍手)

中小企業に対する投融資につきまし

て、国民金融公庫、中小企業金融公

庫、あるいは商工組合中央金庫等を通じまして、前年度に比し約四百三十億

円の貸し出し増加をはかるることは

ござりますが、万々の承認をさ

れましたことは、万人の承認をさ

任案に対し、日本社会党を代表して賛成の意見を述べようとするものであります。(拍手)

の人物をたたえて、植樹祭を行つたことについての弁護をなさいました。国民に公約したけれども、あなたが蔵相就任以来、かつて日銀法王といわれたように、ひたすら大資本擁護の立場に終始し、国民大衆に対しては、いささかも、あたなかみのある施策を行なつていません。(拍手)昨年来あなたのとつてきた金融引締めの政策を通じてとられた大資本擁護政策と、勤労大衆の貧困化政策は、それ自体すでに国民の名において大藏大臣の職を追放されるべきものであります。

本不信任案に賛成する第一の理由は、本年度の予算編成に当つて、財政法上の重大な違法行為をあなたが意識してやつているということをあります。本年度予算の特徴は、「一萬田蔵相が財政演説で述べたように、『異例の多額に上りました昭和三十一年度の剩余金のうち、法定の使途に充てるものを除く四百三十六億円は、これを一般の歳出に充てることなく、将来における経済基盤の育成強化に必要な資金に充てる』」こととあります。すなわち、四百三十六億円のうち三百二十一億三千万円をたな上げして、資金をブルー

税金を、それも国民から取り過ぎていい税金をたな上げして景気調節に使うということだ。このよな財政政策は、わが国財政史上異例のことであり、世界にも今までかつてその例を見ないところであります。一萬田藏相は、この斐ジカル・ボリシーを御自慢にしておられるが、一萬田氏にして、国民經濟の何たるかを理解し、国民の生活の実情をつまびらかにするならば、この剩余金はすべからく減税の原資として国民に返還すべきであります。(拍手)しかしに、あなたは、國民經濟に対する愛情の片鱗とも持ち合せていないのです。

あなたが國法を無視している態度を、びしく批判し、あなたの大臣不適任を強く追及せざるを得ないのであります。(拍手)

不信任案に賛成する第一の理由は、財政政策における自主性を欠除して、いるということになります。あなたは、三十三年度予算編成に關する基本構想においても、また予算編成方針においても、しばしば、三十三年度歳出の実質的増加は厳に抑制して、あくまで国民經濟を刺激しないよう堅実な基調を堅持すると言つて、いたのであります。しかるに、財政投融資は、三十二年度実行額を三百二十億もオーバーする三千九百九十億円と相なっているのであって、その食言のはなはだしき、國民を愚弄するもはなはだしいのであります。このことは、あなたが財政政策上の自主性を持つて、いないところに基因しておるのであります。

財政政策上の自主性を持つていなければ、どうにか予算編成上要質な結果をもたらすかは、軍人恩給の増額額のことに関するよく現われているのであります。軍人恩給の増額は本年度十七億円であります。しかし、平年度三百億円の増額である事実にかんがみ、走るいはあなたが國民に示した三十三年度予算編成方針に照らしても、この増額案に対しても、一萬田さん、あなたは、藏相の職を賭してでも戦うべきであつたのであります。あなたはそれを戦わなかつた。あなたは藏相としての責任感と勇氣に欠けていたのであります。軍人恩給増額の財政面に対する庄迫は、三十四年度予算にあるのではなく、三十四年度以降にその重圧と弊害を出してくるところにあるのであります。

あなたは、一月五日突如として行われたソーニクロフト英蔵相の辞任をどのように見られたか。ソーニクロフトの対立がその主因であったことは間違いないかもしれません。彼は、あらゆる犠牲を払つて、ボンド防衛のために戦つた。彼の政策のよしさは別として、彼が身を賭して大蔵大臣の職責に信念的であつた事実を、私どもは高く評価いたします。彼は英國の財政を背負つて立派に燃えていたのです。一萬田さん、あなたのどこにソーニクロフトの気魄の一片だけ見出しができるでしょうか。(拍手)私は、あなたの、自主性のない、節操のないところのもとに決然として辞表を出すべきであつたのです。あなたは絶好のチャンスを逸したのです。しかしながら、時のいかんを問はず、大蔵大臣の職責の重がつ大なるにかんがみ、みずから省みて自決すべきであります。

第三の賛成理由は、あなたの景気見通しについての誤まりであります。すでに渡邊氏からも鋭く追及したように、大蔵大臣は常に海外の景気動向について正しい判断と洞察力をもつて国民経済をリードすべきでありました。初めには、その見通しが誤まつていてことを記者会見で説明したのであります。何といふ不定見であります。海外の景気動向に対する確信を持たな

いだけでなく、あなたは日本経済の危機に対する認識においてもはなはだしき淺薄でありました。

昨年以来、一萬田大蔵大臣は、国民経済を把握するに当つて、単に国際収支の面だけしかこれをとらえなかつたのであって、日本の国民経済に内攻するところの景気動向に対しても、いささかも配慮を払つていなかつたのである。すなわち、輸入原材料、原材料並びに生産者製品の在庫指數が国民経済における景気動向とどのように関連し、設備投資と受注残高の見合いが海外景気とどのようにつながつてゐるかといふ、藏相としての見通しと定見を全く持つていなかつたのであります。あなたの持ち合せた政策は、行き過ぎた輸入を抑制するといふ政策だけであつた。一萬田大蔵大臣のこの政策は、確かに、山手氏の言つたように、国際収支の改善には役立つたけれども、その反面では、大きな犠牲が中小企業者や労働者、農民、市民の間にとめどなく広がり、今日もなおその犠牲はどんどん広まつて い つ て いるのであります。

(拍手)あなたの政策の結果、経済の不安定化は一そく進み、かつ、多くの中小企業者の破産、倒産、労働者の失業増加の上に、資本の系列整備とその強化が促進されたのであります。あなたの国民経済的立場からする財政に対する見方は全然なつていません。遺憾ながら、あなたの財政政策は、銀行技術屋として中小企業者を足掛けにしながら、大資本に奉仕する番頭さんとしての域を脱するものではあります。

望した際、あなたは、日銀に金融引き締めを強く要して、財政の一身寄せを金融が受けることをきらつて、これに協力しなかつたのである。その後、世界銀行調査団のドール团长から、二十八年のインフレは金融に責任があると指摘されて、頭目を失したのであります。あなたの得意の金融政策においては、ドール氏からかくのごとく国民经济的視野に欠けておることは指摘されておるのである。あなたの、経済に対する洞察力に欠け、自主性を持たず、定見なく、浮草のごとく無節操であり、風のまたまによろめいておるその政策に対しても、われわれは日本の健全財政を期待することができないのであります。

私は、予算編成上の不手きわついて、特にインドネシアの焦げつき債権の棒引きの処理に当つて、あなたの焦げつき債権に対する考え方方が国民に対してきわめて不親切であるということを指摘しなければいけない。この債権がすでに広義の賠償であるということは、前尾通産大臣が私たちの質問に対する答えとして答えておるところであります。あなたは、一国の台所を預かる責任において、なぜそのように理解し、それを国民に知らしめないのであるか。あなたたちは、その焦げつき債権を棒引きすることによって、一部の商社を潤し、国民に大きな負担をかけておるのであります。

貴ら祖国を取り戻すぞとして戰つておられることは、強要するにひどいからであります。私は、あなたは、あなたの部下のところへございましたから、あなたは、あなたの行為を説いておられたごくした行為に対して、日本人としての自責の念からも、あなたの職を守るべきであります。

私は、一萬田大蔵大臣が今日の日本との經濟に對して昨年來とつてきましたその金融引き締めの政策は、今日、中小企業者を苦しめ、労働者を失業の危機に迫いやり、そして農民に對しては、その生産費を償わぬ価格におかれました。農業者を苦しめ、労働者を失業の危機に迫いやり、そして農民に對しては、その財政政策を糾弾しなければなりません。あなたは、植樹祭に名をかりて国民生活を放棄し、そして、昨日は、その日の政務を怠つたのであります。

私は、ただいま申し上げたうな理由によつて、あなたが一日も早く大蔵大臣の職責を去ることが、日本の経済の再建と、そつと國民の利益にならう信じます。

一萬田大蔵大臣を信任しない決議案に対し、日本社会党を代表して賛成の討論をいたしましたのであります。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票をさせられることを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○副議長(杉山元治郎君)	投票の結果
を事務総長より報告いたさせます。	
大蔵大臣	あります。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。
否決されます。(拍手)	投票を計算いたさせます。
〔参考投票を計算〕	
投票総数	三百三十五
可とする者(白票)	百十六
「拍手」	
否とする者(青票)	一百十九
「拍手」	
○副議長(杉山元治郎君)	右の結果、
大蔵大臣	萬田尙登君不信任決議案は
否決されます。(拍手)	
議員の氏名	
阿部 五郎君	青野 武一君
赤路 友蔵君	赤松 勇君
西ヶ久保重光君	淺沼稻次郎君
足鹿 覧君	飛鳥田 一雄君
井端 有馬君	渢谷 悠藏君
輝武君	
井岡 大治君	井谷 正吉君
井手 以誠君	井上 良二君
井端 繁雄君	伊瀬幸太郎君
伊藤卯四郎君	猪俣 浩三君
池田 祛治君	石野 久男君
石橋 政嗣君	山村 英雄君
稻富 移人君	
今澄 義君	
小川 豊明君	受田 新吉君
岡本 隆一君	大矢 省三君
春日 一幸君	加藤 清二君
勝間田清一君	片山 哲君
神近 市子君	上林與市郎君
川俣 清音君	神田 大作君

4 第一項及び第二項の規定は、前条の規定により普通恩給を給されるべき者について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあるのは、「前条の規定」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十三条」の下に「、第二十四条の四」を加える。

附則第二十七条を次のように改める。

(旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する扶助料の年額)

第二十七条 旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する扶助料の年額法第七十一条第一項第二号又は第三号に規定する扶助料の年額は、同条

規定する扶助料の年額により定めた附則表第三イ又はロの事を乘じた金額とする。

附則第三十条第四項中「死亡」が判明した日の属する月の翌月(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属であつた未帰還公務員の遺族については、当該未帰還公務員の死亡した日が昭和二十八年四月前であるときは同月、その他の未帰還公務員の遺族については、当該未帰還公務員の死亡した日が同年八月前であるときは同月)に改め、同条に次の二項を加える。

6 第四項の規定により未帰還公務員の遺族に扶助料を給する場合において、当該未帰還公務員に関し、当該扶助料の支給が始められる月から当該未帰還公

員の死亡が判明した日の属する月までの分として、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)による留守

家庭手当若しくは特別手当又は普通恩給が支給されたときは、その支給されたものの額を合算

附則別表第一から第五までを次のよう改める。

三・五」を「百五十分の四・五」に、「百五十分の二・五」を「百五十分の三・五」に改める。

附則別表第一

階級	仮定期俸給年額
大將	七二六、〇〇〇円
中將	五七三、六〇〇
少將	四三〇、八〇〇
大佐	三七五、一〇〇
中佐	三五六、六〇〇
少佐	二八六、二〇〇
大尉	二三六、三〇〇
中尉	一八一、九〇〇
少尉	一六〇、七〇〇
准士官	一三九、二〇〇
曹長又は上等兵曹 軍曹又は一等兵曹 伍長又は二等兵曹 兵	一一一、六〇〇
准士官	一〇四、四〇〇
曹長又は上等兵曹 軍曹又は一等兵曹 伍長又は二等兵曹 兵	一〇〇、八〇〇
准士官	九〇、〇〇〇
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第二

傷病の程度	金額
第一目症	四八、〇〇〇円

階級	恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合		
	率	大將	中佐
少將	一七〇 <small>割</small>	大佐	中佐
少佐	一九〇 <small>割</small>	大佐	少佐
少尉	二一〇 <small>割</small>	大尉	中尉
官准士	二三〇 <small>割</small>	大尉	少尉
曹長	二五〇 <small>割</small>	中尉	官准士
軍曹	二七〇 <small>割</small>	少尉	曹長
伍長	二九〇 <small>割</small>	少佐	軍曹
兵	三一〇 <small>割</small>	大佐	伍長
二等	三三〇 <small>割</small>	中佐	兵
一等	三五〇 <small>割</small>	少佐	二等
上等	三七〇 <small>割</small>	少尉	一等
兵曹	三九〇 <small>割</small>	大尉	上等
二等	四一〇 <small>割</small>	中尉	兵曹
一等	四三〇 <small>割</small>	少佐	二等
上等	四五〇 <small>割</small>	少尉	一等
軍曹	四七〇 <small>割</small>	大尉	上等
伍長	四九〇 <small>割</small>	中尉	軍曹
兵	五〇〇 <small>割</small>	少佐	伍長

附則別表第四

傷病の程度	年額		
	率	大將	中佐
第一項症	二八六、〇〇〇	大將	中佐
第二項症	二三九、〇〇〇	少將	少佐
第三項症	一九〇、〇〇〇	少佐	少尉
第四項症	一四、〇〇〇円	少尉	官准士

附則別表第五

傷病の程度	年額
第一款症	二三九、〇〇〇円
第二款症	一九〇、〇〇〇円
第三款症	一七、〇〇〇円
第四款症	一四、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十の八に相当する金額とする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

則第六条から第八条まで及び附則第十三条の規定を適用するものとする。

(職權改定)

第十七条 この法律の附則(附則第十四条及び前条を除く。)の規定による恩給年額の改定は、裁判所が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十八条 改正後の法律第百五十五条附則第二十四条の四又はこの法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た恩給年額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつてこれららの規定による改定年額とする。ただし、その端数を切り捨てた金額が改定前の年額を下ることとなるときは、この限りでない。

(普通恩給及び普通扶助料の年額の計算の特例)

第十九条 昭和三十三年十月一日から昭和三十五年六月三十日までの間は、附則第六条(附則第十三条第三項で適用する場合を含む。)の規定により年額を改定される普通恩給及び普通扶助料を除きその他の普通恩給及び普通扶助料の年額の計算については、改正後の法律第百五十五条附則第十条第一項に規定する旧軍属に関する(昭和二十二年七月分以後(旧軍人、旧準軍人及び法律第百五十五条附則第十条第一項に規定する旧月分以後)その死亡が判明した日の属する月までの分として支給された旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)並びに旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)及び一般職の例による。

(多額所得による恩給停止)

第二十条 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた普通恩給については、改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定にかかわらず、改正前の同項の規定によることによる。

(改正後の法律第百五十五条附則第三十条の適用)

第二十一条 改正後の法律第百五十五条附則第三十条の規定は、この法律の公布の日前に未帰還公務員の死亡が判明した場合にも、適用する。

(昭和二十年九月二日前に国外で死亡した公務員に係る扶助料の調整)

第二十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条に規定する未帰還者であつて法律第百五十五条附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員でない公務員の死亡がこの法律の公布の日以後に判明した場合には、当該公務員に關し、昭和二十二年七月分以後(旧軍人、旧準軍人及び法律第百五十五条附則第十条第一項に規定する旧月分以後)その死亡が判明した日の属する月までの分として支給された旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)並びに旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)及び一般職の例による。

職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給及び扶養手当(他の法令によるこれに相当する給与を含む。)並びに未帰還者留守家族等援護法の規定による留守家族手当及び特別手当の額は、当該公務員に關しその死亡が判明した日までに給与されるべきであつた扶助料の内払とみなす。	附則別表第一	
	恩給年額計算の基礎となる俸給年額	仮定俸給年額
六四、八〇〇円	七〇、八〇〇円	一四四、〇〇〇
六六、六〇〇	七二、六〇〇	一四五、四〇〇
六八、四〇〇	七四、四〇〇	一五六、八〇〇
七〇、二〇〇	七六、八〇〇	一五七、六〇〇
七二、〇〇〇	七九、二〇〇	一五九、二〇〇
七四、四〇〇	八二、八〇〇	一六一、二〇〇
七六、八〇〇	八五、八〇〇	一六三、四〇〇
七九、八〇〇	八八、八〇〇	一六五、四〇〇
八一、八〇〇	九一、八〇〇	一六七、四〇〇
八三、八〇〇	九三、六〇〇	一六九、四〇〇
八五、八〇〇	九七、二〇〇	一七一、四〇〇
八八、八〇〇	一〇〇、八〇〇	一七三、四〇〇
九一、八〇〇	一〇〇、八〇〇	一七五、四〇〇
九四、八〇〇	一〇〇、八〇〇	一七七、四〇〇
九七、八〇〇	一〇〇、八〇〇	一七八、四〇〇
一〇〇、八〇〇	一一〇、八〇〇	一八〇、四〇〇
一〇三、八〇〇	一二〇、〇〇〇	一八二、四〇〇
一〇七、四〇〇	一二四、八〇〇	一八四、四〇〇
一一一、〇〇〇	一二九、六〇〇	一八六、四〇〇
一二七、八〇〇	一三〇、四〇〇	一八八、四〇〇
一三〇、六〇〇	一三九、二〇〇	一九〇、四〇〇
一五七、二〇〇	一四五、二〇〇	一九二、四〇〇
一六〇、七〇〇	一六九、二〇〇	一九四、四〇〇
一六八、六〇〇	一七四、八〇〇	一九六、四〇〇
一七三、〇〇〇	一七九、六〇〇	一九八、四〇〇
一七七、八〇〇	一八四、四〇〇	二〇〇、四〇〇
一八一、〇〇〇	一九〇、八〇〇	二〇二、四〇〇
一八五、二〇〇	一九九、六〇〇	二〇四、四〇〇
一九一、〇〇〇	二〇八、四〇〇	二〇六、四〇〇
一九七、〇〇〇	二一七、二〇〇	二〇八、四〇〇
二〇三、〇〇〇	二二六、〇〇〇	二一〇、四〇〇
二〇九、〇〇〇	二三五、〇〇〇	二一二、四〇〇
二一五、〇〇〇	二四四、〇〇〇	二一四、四〇〇
二二一、〇〇〇	二五三、〇〇〇	二一六、四〇〇
二二七、〇〇〇	二六二、〇〇〇	二一八、四〇〇
二三三、〇〇〇	二七一、〇〇〇	二二〇、四〇〇
二三九、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	二二二、四〇〇
二四五、二〇〇	二九〇、〇〇〇	二二四、四〇〇
二五七、二〇〇	二九九、〇〇〇	二二六、四〇〇
二六〇、七〇〇	三〇八、〇〇〇	二二八、四〇〇
二六八、六〇〇	三一七、〇〇〇	二三〇、四〇〇
二七三、六〇〇	三二六、〇〇〇	二三二、四〇〇
二八〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇	二三四、四〇〇
二八八、〇〇〇	三四四、〇〇〇	二三六、四〇〇
二九六、〇〇〇	三五三、〇〇〇	二三八、四〇〇
三〇四、〇〇〇	三六二、〇〇〇	二四〇、四〇〇
三一二、〇〇〇	三七一、〇〇〇	二四二、四〇〇
三二〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	二四四、四〇〇
三三〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	二四六、四〇〇
三四〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二四八、四〇〇
三五〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	二五〇、四〇〇
三六〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	二五二、四〇〇
三七〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	二五四、四〇〇
三八〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	二五六、四〇〇
三九〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	二五八、四〇〇
四〇〇、〇〇〇	四五九、〇〇〇	二六〇、四〇〇
四一〇、〇〇〇	四六八、〇〇〇	二六二、四〇〇
四二〇、〇〇〇	四七七、〇〇〇	二六四、四〇〇
四三〇、〇〇〇	四八六、〇〇〇	二六六、四〇〇
四四〇、〇〇〇	四九五、〇〇〇	二六八、四〇〇
四五〇、〇〇〇	五〇四、〇〇〇	二七〇、四〇〇
四五九、〇〇〇	五一三、〇〇〇	二七二、四〇〇
四六八、〇〇〇	五二二、〇〇〇	二七四、四〇〇
四七七、〇〇〇	五三一、〇〇〇	二七六、四〇〇
四八六、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	二七八、四〇〇
四九五、〇〇〇	五五九、〇〇〇	二八〇、四〇〇
五〇四、〇〇〇	五六八、〇〇〇	二八二、四〇〇
五一三、〇〇〇	五七七、〇〇〇	二八四、四〇〇
五二二、〇〇〇	五八六、〇〇〇	二八六、四〇〇
五三一、〇〇〇	五九五、〇〇〇	二八八、四〇〇
五四〇、〇〇〇	六〇四、〇〇〇	二九〇、四〇〇
五五九、〇〇〇	六一三、〇〇〇	二九二、四〇〇
五六八、〇〇〇	六二二、〇〇〇	二九四、四〇〇
五六九、〇〇〇	六三一、〇〇〇	二九六、四〇〇
五六〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	二九八、四〇〇
五六一、〇〇〇	六四九、〇〇〇	二九九、四〇〇
五六二、〇〇〇	六五八、〇〇〇	三〇〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	六六七、〇〇〇	三〇二、四〇〇
五六四、〇〇〇	六七六、〇〇〇	三〇四、四〇〇
五六五、〇〇〇	六八五、〇〇〇	三〇六、四〇〇
五六六、〇〇〇	六九四、〇〇〇	三〇八、四〇〇
五六七、〇〇〇	七〇三、〇〇〇	三〇九、四〇〇
五六八、〇〇〇	七一二、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	七二一、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	七三九、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	七四八、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	七五七、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	七六六、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	七七五、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	七八四、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	七九三、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	八〇二、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	八一一、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	八二九、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	八三八、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	八四七、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	八五六、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	八六五、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	八七四、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	八八三、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	八九二、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	九〇一、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	九一九、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	九二八、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	九三七、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	九四六、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	九五五、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	九六四、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	九七三、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	九八二、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	九九一、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六九、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六一、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六二、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六三、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六四、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六五、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六七、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇
五六八、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	三一〇、四〇〇

(調達庁及びその職員の身分の継続)

2 この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれている調達庁(以下「従前の調達庁」という。)

は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁(以下単に「調達庁」という。)となり、同一性をもつて存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられないと、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。

3 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「防衛庁の機関」の下に「(調達庁の機関を除く。)」を加える。

4 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「防衛

庁の職員」の下に「(調達庁の職員を除く。)」を加える。

5 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考を次のように改める。

一 調達庁は、防衛庁に置かれるものとする。

二 公正取引委員会は、経済企画庁に置かれるものとする。

(行政機関職員定員法の一部改正)

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中

「調達庁」三、二七二人を削り、

「防衛庁」一人を「防衛庁

調達庁

三、二七二人に改める。

四、二七二人に改める。

5 地方府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十七条中「調達庁」を削る。

第十八条の表中調達庁の項を削る。

(調達庁設置法の一部改正)

調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「設置及び長官」に改め、同条第一項中「第二項の規定に基いて、総理府の外局として、」を「第三項ただし書の規定に基いて、防衛庁の機関として、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 調達庁の職員(調達庁長官を除く。)の任免は、調達庁長官が行う。

4 調達庁長官は、調達庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由して、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発するこ

とを求めることができる。

(日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基く行政

(協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和三十二年」を「昭和三十三年」に改める。

第三条第一項中「調達庁長官」の下に「及び防衛庁長官」を加える。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「職員」という。)」を「(調達庁の職員を除く。)」を「(調達庁の職員といふ。)」に改める。

第四条第一項中「書記官及び部員」を「防衛庁本庁の書記官及び部員」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「参事官、内部部局」を「及び参事官並びに防衛庁本庁の内部部局」に改める。

第五条第一項、第二十四条第一項各号例記以外の部分及び第四十九条第四項中「防衛庁」を「防衛庁本庁」に改める。

6 防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正

防衛庁設置法の一部を改正する法律案の一項を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十二年」を「昭和三十三年」に改める。

附則第五項中別表第一の改正に觸する部分を次のように改める。

別表第一に備考として次のように加える。

「調達庁は、防衛庁に置かれるものとする。」

(定義)

第一條 この法律において「駐留軍関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下単に「アメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊」という。)の撤退、移動、合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)に對する特別措置法の一部を改正する。

第二條 この法律において「駐留軍関係離職者等臨時措置法案」に改め、同条第一項中「(第二項の規定に基いて、総理府の外局として、)」を「第三項ただし書の規定に基いて、防衛庁の機関として、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 調達庁の職員(調達庁長官を除く。)の任免は、調達庁長官が行う。

4 調達庁長官は、調達庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由して、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発するこ

とを求めることができる。

(日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基く行政

するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労務者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかかるがみ、これらの者に對し特別の措置を講じ、もつてその生活の安定に資することを目的とする。

第一條 この法律において「駐留軍関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下単に「駐留軍」という。)に對する特別措置法の一部を改正するため、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(以下「行政協定」という。)第十二条第十四項の規定及び調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百一十九号)第四条第十三号の規定により調達庁長官が締結した契約に基き國が雇用する者

二 行政協定第十五条第一項(前段に規定する諸機関が雇用する者

三 もつばら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるため、個人又は法人が雇用する者

四 國際連合の軍隊に労務を提供するため、國際連合軍協定第十四条第六項の規定及び調達庁設置法第四条第十三号の規定により調達庁長官が締結した契約に基き国が雇用していた者

五 國際連合軍協定第九条第一項前段に規定する諸機関が雇用していた者

六 もつばら、國際連合の軍隊がその維持のためにする調達に応じたため、個人又は法人が雇用していた者

七 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの

第二章 駐留軍関係離職者等
対策協議会
(中央駐留軍関係離職者等対策協議会の設置)

第三条 総理府に、中央駐留軍関係離職者等(中央協議会の所掌事務)を置く。

第四条 中央協議会は、第一条の目的を達成するため、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

(中央協議会の組織)

第五条 中央協議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。会長は、総理府総務長官をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員の中から、内閣総理大臣が任命する。

4 専門の事項を調査させるため必要があるときは、中央協議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)

第七条 中央協議会は、必要があるときは、駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者に該当する労務者である者の意見を代表する者から、その意見をきくことができることとする。

(中央協議会の庶務)

第八条 第三条から前条までに定めるもののほか、中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。(政令への委任)

第九条 都道府県は、その区域内において多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、当該都道府県における駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

(都道府県協議会)

第十一条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第十三号)に規定する国有財産をいう。以下同じ。)であつて駐留軍閥に適当と認めるもの及びその他の国有財産で第二条第一号に掲げる

2 都道府県協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

3 国は、都道府県が都道府県協議会を置いたときは、予算の範囲内

4 専門の事項を調査させるため必要があるときは、中央協議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(職業訓練等についての特別措置)

第七条 駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで若しくは第七号に掲げる者に該当する労務者である者に対する公共職業訓練者である者に対する公共職業訓練については、必要に応じ、一般職業訓練所又は総合職業訓練所の設置、新たな教科の追加、夜間ににおける職業訓練等特別の措置が講ぜられるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、一般職業訓練所に係る前項の特別の措置に要する経費の全部又は一部を負担することができる。

3 調達庁長官は、調達庁設置法第九条第三号に掲げる事務として、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者である者が離職した場合にすみやかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。

(駐留軍関係離職者のための住宅)

第十三条 関係行政機関は、駐留軍関係離職者の経営する事業、前条に規定する法人の経営する事業その他多数の駐留軍関係離職者が関係している事業について、駐留軍関係離職者の自立に資するため、その必要とする事業資金の融通のあつせんに努めなければならぬことを失う。

(この法律の失効)

2 職業訓練法(昭和三十三年法律第百二十七号)附則第二条第一項の規定を除く。の施行の日までは、第十条中「公共職業訓練」とあり、又は「職業訓練」とあるのは「職業補導」と、「一般職業訓練」又は「総合職業訓練所」とあるのは「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは「補導種目」と読み替えるものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

一 号に掲げる者に該当する労務者を、必要がある場合においては、駐留軍関係離職者の就職を容易にするためその臨時の住宅の用に供するよう配慮するものとする。(返還された国有の財産の譲渡及び貸付)

二 駐留軍関係離職者等に対する特別措置

第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置

第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産(国有財産及び物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する物品のうち国が所有するものをいう。以下同じ。)を、駐留軍関係離職者が有する株式若しくは出資の金額の合計額がその資本の額若しくは出資の総額の二分の一を超える法人又はその経営する事業に従事する従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対し、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他の国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(職業訓練法の施行までの経過規定)

2 職業訓練法(昭和三十三年法律第百二十七号)附則第二条第一項の規定を除く。の施行の日までは、第十条中「公共職業訓練」とあり、又は「職業訓練」とあるのは「職業補導」と、「一般職業訓練」又は「総合職業訓練所」とあるのは「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは「補導種目」と読み替えるものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(この法律の失効)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六に、関係離職者の自立をはかるため、それらの者が經營する事業等に対し、関係行政機関は必要な事業資金のあつせんに努めなければならないといたすことあります。

第七に、昭和三十二年六月二十二日において政府雇用の関係労務者であつた者が、同日以後において、米軍駐軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、

政令の定めるところにより、離職者または遺族に対して特別給付金を支給することができるとしたことあります。

その他、本法は公布の日から施行し、満五年をもつて失効するといつてはいるほか、関係法律に所要の改正を加えておられます。

なお、本案施行に要する経費は本年度予算に織り込み済みであります。本件は、内閣委員会におきまして検討の結果、全会一致をもつて成案を得たものであります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告

〔渋谷悠藏君登壇〕

○渋谷悠藏君 私は、ただいま提案された恩給法等の一部を改正する法律について、日本社会党を代表して反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

反対の第一の理由は、この法律案は、提案理由の説明にいふごとき上に薄く下に厚くする精神に立脚したもの

ではなく、戦没軍人遺族、重傷病者、高年令者の処遇の向上に重点を置くこという看板は掲げておりながら、実質においては上級職業軍人の戦時中の財産権の温存にねらいを持ったものであるといふ点においてあります。(拍手)

（拍手）

金に変ることに、おそらくは多くの旧兵士諸君の遺族は不満を感じないだろうし、軍人恩給の観念に執着して戦争の亡靈をおびき寄せることは、断じて英靈に報いるゆえんであるまいせん。(拍手)

一部の旧軍人の旧権利復活としてはではなく、新しい日本国民の国民年金制度に切りかえるようになすべきが本筋であるということを述べ、今回の無定見にして危険きわまる政府提案に反対して討論を終ります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 杉山元治郎君。

〔山本正一君登壇〕

○山本正一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題の恩給法等の一部を改正する法律案に対して賛成の意見を申し上げます。

この法律の目標とするところは、恩給を受けておる人々の間にあります不合理や不均衡の部分を是正いたしまして、適正公平な処置をはからうとするものであります。しかるに、世論の

的適応性を持つておるといふことを物語つておるものであらうと思います。要するに、國の恩給も、民間企業の年金も、ともに、使用主がその責任において被用者の老齢を保障するものでありますから、何らの雇用關係もない一般の社会保障と厳格に區別すべきものでございまして、この全く性質を異にする兩者を國民年金に統合しようという御意見は、まことに危険な玉石混淆の論であります。

さらに、反対の論者は、恩給額が膨張いたしまして、國の財政が危なくなるのではないかといふ御意見であります。しかし、これもまた、数字の実を錯覚、誤解をしておられる意見であります。と思うのであります。すなわち、

ました。まことに条理を尽した法律案でござります。（拍手）

さるに、反対の論者は、戦争の犠牲者者の旧軍人のほかにたくさんおるから、この際これも同時に解決すべきものであると申されるのでござります。言うまでもなく、戦争の犠牲者は、ひとり旧軍人の關係だけではなく、原爆の被害者を初め、戦災によつて家財や内蔵を失つた多くの人々がおります、国家は、これらの人々に対しましても、往來の待遇をさらに改善する必要があり、わが党は、そのためには社会保障の急速なる拡充に努力をいたし、特に国民年金制度の実現を促進することに努めつつある次第でございます。

最後に、反対の議論は、この法律案は、旧軍人を優遇するものであり、ひ

現に 東京者にむづむづ月額保育費は
標準の世帯 すなわち母と二人の子供
に対しまして、月額七千八百三十円で
ござります。この両者を比べて、扶助
料があまりにも低過ぎるので、これを
増額して月額四千四百三十円にいたそ
うというのが、この法案でございま
す。(拍手)絶対に避けることのできな
い赤紙の応召で一命を國家にささげた
者の遺族扶助料が、単に生活に困る者
に与える生活保護費の半額程度で、果
してこれが優遇でありますか。

(拍手)また、これらの処置がやがて再
軍備に通ずるといふ常識は果してどこ
の国の常識でありますようか。(拍手)
私はまことに遺憾に存するのでござい
ます。

われわれは、この法律案をもって必
ずしも最善至上のものとは思いませ

の過渡的性格のものとして処理されねばならないのです。(拍手)…すでに政府においても国民年金制度の研究に取りかかっているということになりますが、もし軍人恩給の財政圧迫が国民年金制度の実現を妨げるようになれば、旧軍人と国民との間に相剋の起ることなきも保しがたい。不均衡は正上に薄く下に厚くすることにそがつかないならば、恩給法改正に当つて、あくまで全国民的立場においてその精神が貫かれねばならないのです。これを、ことさらに旧軍人の恩給概念を取り上げ、遺家族と傷病者の陰に隠れて、軍人恩給の増額にのみ強い要求を押し切ろうとするならば、これは、決して戦争処理に値するものではなく、一步誤まれば新しい戦争準備ともなりかねないものであります。大将に比べては厚くされたといつても、何ほどにもな

病者に報いるゆえんでもござります。三百億の恩給増加の決定については、恩給審議会でさえ百億ないし二百億と決定したものを、自由民主党の内部の意見調整もできずに、二百五十億（三百億）と予算のつかみ取りをした事情を見ても、この軍人恩給増加の突破口から恩給亡國の洪水が引き起されるおそれが十分であります。慎重にしてがんこな一萬田大蔵大臣も、おそらくこれをおそれて、昨日大分県の選挙区に木を植えに帰つて一日上程を延ばし、与党の諸君に考慮を促したものと思います。

どうぞ、皆さんも、きのうまでの迷論を捨てまして、恩給制度一般の再検討が広く国民を対象とした国民年金制度との関連のもとになされたるべきのとなつておることを十分に御考慮下さいまして、私ども同様、反対をお願いし

一部には、恩給はすべて特權的なものであるから、これを廃止して国民年金に切りかえるべきであるという意見がござります。元来、恩給の制度は、恩給という言葉の響きは別といたしまして、その実質は退職年金の分割払いとも申すべきものであります。(拍手) すなわち、公務員が長年忠実に勤務して老齢となり、あるいは公務のために傷病や死亡の場合に、それぞれの条件に応じて、公務員本人またはその遺族に 対して適当にして必要な保護を与えるものであり、つまり使用主たる国家の責任においてする国家保障であります。このことは英、米、仏、西ドイツ等の先進国においても行われておりますことは御承知の通りでございます。

この法律案は、恩給費を平年度において三百億円増額はいたしましたけれども、その反面におきまして、失格による自然の減耗が生じて参りますから、この増額と減耗とを差引いたしまして結果の数字は、決して財政を危うくするようなものではございません。現に、昭和三十六年におきましては、二十億円の増額に対しまして百二億円の自然減耗がありますから、差引いたしまと五十二億円は減少になるといつのが実情でございます。さらに、この法律案は、財政の健全を期するたまに、この増額の支出を四カ年の計画で漸進的に行うことといたし、緩急の順序につきましても、戦没軍人の遺族、傷痍軍人、老齢者等を優先にいたし、上薄下厚の精神で、特に下級者の処遇改善に重点を置き、仮定俸給の引き上げに強い制限を加えまして、上級者の

いては再軍備に通ずるものであるといふ、まことにおそれ入った御意見でござります。この場合の旧軍人とは果して何をさすものであるか。すなわち、恩給法の意味においては、百六十二万人の戦没者の遺族を初め、十一万六千人の傷痍軍人や、二十二万九千人の普通軍人をも含めて申しておるのでござります。もし旧軍人をいわゆる職業軍人と解するならば、その数は九万人であり、わざとに二十二億五千万円の経費であります。しかも、これらの諸君は、ほとんど今回の増額を受けておらず、優遇にあらずして、むしろ冷遇であります。(拍手)また、旧軍人を広く傷痍軍人や遺族をも含むものといたします場合、果してこれを優遇と言い得るでありますようか。たとえば、兵長の階級における遺族の扶助料は、月額二千九百三十円でございましたが、

いては再軍備に通ずるものであるといふことにおそれを入った御意見でござります。この場合の旧軍人とは果して何をさすものであるか。すなわち、恩給法の意味においては、百六十二万人の戦没者の遺族を初め、十一万六千人の傷痍軍人や、二十二万九千人の普通軍人をも含めて申しておるのでござります。もし旧軍人をいわゆる職業軍人と解するならば、その数は九万人であり、わずかに二十二億五千万円の経費であります。しかも、これらの諸君は、ほとんど今回の増額を受けておらず、優遇にあらずして、むしろ冷遇であります。(拍手)また、旧軍人を広く傷痍軍人や遺族をも含むものといたします場合、果してこれを優遇と言ひ得るでありますか。たとえば、兵長の階級における遺族の扶助料は、月額二千九百三十円でございましたが、現に、東京都における生活保護費は、標準の世帯、すなわち母と二人の子供に対しまして、月額七千八百三十円でございます。この両者を比べて、扶助料があまりにも低過ぎるので、これを増額して月額四千四百三十円にいたそうというのが、この法案でございます。(拍手)絶対に避けることのできない赤紙の応召で一命を國家にささげた者の遺族扶助料が、単に生活に困る者に与える生活保護費の半額程度で、果してこれが優遇でありますか。(拍手)私はまことに遺憾に存するのでござります。

われわれは、この法律案をもつて必ずしも最善至上のものとは思ひませ

ん。内閣委員会における政府の答弁にも示されましたように、将来十分の検討を行え、この制度に内在する諸般の問題点に対しまして、より合理的なる改善を行い、受給の適正と均衡を徹底するとともに、現在や将来的公務員が、国民全体の奉仕者として、老後を心配することなく、その職務に誠実に専念できるよういたしたいと考えておるのでござります。(拍手)

この希望を考慮に加えて本案を検討いたしますと、多年の懸案であった恩給法上の重要課題は、大体において処理されるものと信じ、また、大多数の国民もこれを切望しておりますものと確信いたしましたので、私は本案に賛成をいたすのでござります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案及び防衛庁設置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。恩給法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正であります。兩案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。

よって、兩案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、駐留軍関係難職者等臨時措置法案につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

第一条 日本労働協会は、労働問題について研究を行うとともに、広

○日本労働協会法案(内閣提出)
○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、日本労働協会法案を審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

日本労働協会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長森山欽司君。

日本労働協会法案を認めます。

日本労働協会法案を認めます。

右 国会に提出する。

日本労働協会法案

く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつらかすこととする。

(法人格)

第二条 日本労働協会(以下「協会」という)は、法人とする。

第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(基金)

第四条 協会の基金は、十五億円とし、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律(昭和三十三年法律第号)第十一条第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律の定めるところによらなければならない。

(定款)

第五条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

2 1 目的

二 名称

三 事務所の所在地

(役員)

第九条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(理事会の設置及び任務)

第十条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長及び理事をもつて組織する。

3 理事会は、業務運営の基本方針、この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない事項その他定款で定める重要な事項を審議し、決定する。

2 理事会の会議

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、労働大臣の認可による。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

(登記)

第六条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 協会でない者は、日本労働協会という名稱又はこれに類似する名稱を用いてはならない。

2 理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。

2 理事会は、会長及び監事の行為能力、第五十条(法人の住所)及び第六十七条第二項(主務官庁の検査権)の規定は、協会について準用する。

2 第二章 役員及び理事会並びに監事

3 監事は、協会の業務を監査する。

2 (役員の任命)

第十三条 会長及び監事は労働大臣が、理事は会長が労働大臣の認可を受けて、それぞれ、労働問題に關し、公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命する。

2 会長及び理事の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

2 会長及び理事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 (役員の任期)

第十四条 会長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

2 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

一、國務大臣、國會議員、地方公共團體の議會の議員又は地方公團體の長
二、政府又は地方公共團體の職員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）
三、政黨の役員
(役員の解任)

第十六条 労働大臣又は会長は、それをその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき、又はその行為によつて第三十二条の規定に抵触するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

3 (役員の兼職禁止)
大蔵の認可を受けなければならぬ。(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十八条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合に、監事が協会を代表する。

第十九条 会長は、理事会の決議により、理事又は協会の職員のうちから、從たる事務所の業務に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十条 協会の職員は、会長が任命する。

第二十一条 協会の職員は、会長が任命する。

第二十二条 協会の職員は、刑罰の適用により公務に従事する職員とみなす。

第二十三条 協会は、十五人以内の評議員をもつて組織する。

第二十四条 評議員会は、会長が招集する。

第二十五条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。
一、労働問題に關する研究及び資料の整備を行うこと。
二、労働問題に關し出版及び放送を行ふこと。
三、労働問題に關する講座を開設すること。

第二十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

第二十七条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十八条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第二十九条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第三十条 評議員会は、評議員の過半数で決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

第三十一条 第二章 評議員会
(評議員会)

第三十二条 協会は、業務上の余裕金については、銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他の貯蓄を労働大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

第三十三条 協会は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第三十五条 協会は、労働大臣が監督する。

第三十六条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第三十七条 協会は、毎事業年度、損益計算による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十八条 (一時借入金)
1 協会は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不

足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第三十九条 (代理人の選任)
(評議員会の会議)
第二十条 評議員会は、会長が招集する。

第二十一条 評議員会は、評議員の互選による議長を置く。議長は、会務を総理する。

第二十二条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第二十三条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

第二十四条 第四章 業務
(業務の範囲)

第二十五条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。
一、労働問題に關する研究及び資料の整備を行うこと。

第二十六条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第二十七条 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業年度の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第二十八条 (監督)
1 協会は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をることができる。

3 前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない。

第二十九条 (報告)
第三十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、協会に対しても

第一に、協会の役員として会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くこととして、労働問題について公正正直判断することができ、かつ深い学識経験を有する者のうちから任命することあります。さらに、協会は理事会及び評議員会を設け、その運営の適正を期することといたしております。

第三に、協会の事務は、労働問題に関する研究、資料の整備、出版、放送、講座の開設、その他労働組合、使用者団体の行う労働教育活動に対する援助を行うこと等であります。

第四に、その他財務、会計及び監督等につきまして所要の規定を設けておりますが、そのうち、労働大臣の命令については、協会の運営の自主性に不当に干渉することのないよう、特に明文をもつて規定がなされておるのであります。

本案は、去る二月十一日本委員会に付託せられ、同十八日労働大臣より提案理由の説明を聽取した後、主として日本社会党側委員より、本協会の目的、性格、役員の構成、業務の運営及び監督等の諸問題及びその背景となつておる労使関係について質疑が行われ、きわめて慎重な審査を遅々として統べて参つたのであります。本案の重要性にかんがみ、昨八日井上継三郎氏外三名の参考人を招致してその意見を聽取し、また、本日は特に岸内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なつたのであります。それらの質疑応答の詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本案は、本日の委員会において賛成され、自由民主党を代表して田中委員長より賛成、日本社会党を代表して多賀久義委員より反対の意見が述べられたのであります。

かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、本案は多数をもって賛成案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通達を受けます。

山花秀雄君。
山花秀雄君登壇)

○山花秀雄君 ただいま提案されました日本労働協会法案に対し、私は日本社会党を代表して反対の討論をいたしましたのであります。(拍手)

同法案は、社会労働委員会にて、わが社会党側より、質疑の過程において、たびたび指摘せることとく、羊頭を掲げて狗肉を賣るの例に漏れず、全く反動的意図を内包せる労働運動弾圧の一翼をになうものであります。

以下、四五点、その反対の理由を明らかにいたし、各位の御賛同を得て、同法案が否決に至るよう願うものであります。

まず第一に指摘しておきたいことは、この法案の目的として、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民の労働問題に関する理解と民識をつちかうことを目的とするということです。なまづ、協会設立の基金として、政府は、全額出資十五億円とし、その利子をもつて運営を期することを約束しておるのあります。私は、労働問題の研究

や、労使及び国民の各層にわたつて労働問題について理解と良識をつかかうことを否定するものではありません。しかし、政府が資金の全額を出資し、その責任者を政府機関が任命し、いわゆる形式的には政府機関と別個のものと称しておりますが、金を出しうる者の任免権を政府が握つておる限り、この労働協会なるものは、全く政府の出店機関、端的にいふならば御用機関であります。かかる官僚的支配を受けた御用機関では、どうしても今日の時代における労働問題の良識的解決や労働組合運動の民主的向上等は、望み得ないことは、火を見るよりも明らかなどあります。(拍手)岸総理大臣も、石田労働大臣も、この種の仕事は、政府がやつたのでは成果が上らない、むしろ中立的立場でやるべきであると、たびたび言明をいたしまして、政府機関と別個のものを作るのだと、一応別個的機関と形式を整えることにきゅうきゅうとしておられます。が、先ほど申し述べましたごとく、金は全部出し、責任者の任免権を握り、どうしてこれが別個の中立的機関と言えましょうか。もし、ほんとうに中立を守り、民主要の機関として設立をするならば、政府機関は、設立には努力するけれども、でき上った労働協会からは手を引くことがあります。それなくしては、先ほど申し上げましたように、羊頭を掲げて狗肉を売る、そういうそしりを当然政府自体が甘受すべきであると私は思うのであります。(拍手)

がどうして多くの労働者や労働組合が日経連や政府がやつてきになつて行うところの生産性向上運動に反対しているかという、この事実をよく見きわめるべきであります。労働協会を設立して、労働問題の良識的理解决を普及することを考えたり、労働者や使用者に教育啓蒙を行なうことを考えたりするよりも、労働省設置法第三条の精神を労働省として行政面にどれほど努力されているかどうかということを、深く労使や国民の前に反省すべきであります。(拍手)ここに労働協会にうたつてある大半の仕事は、労働者設置法第三条の項目を労働大臣初め労働省の担当官がよく理解し努力すれば、屋上屋を重ねる愚を行わなくとも済むものであります。

以上申し述べましたように、今日の段階においては、急いで労働協会を設置する必要を認めません。むしろ、十五億の政府出資は、政府の経済政策の失敗から大きな社会問題化してきた企業問題解決の一助に使用された方が有効適切であると、われわれは考えておるものであります。(拍手)

かつて大正七年全国に波及したいわゆる米騒動は自然発生的な暴動であつたことは、各位の知られるところであります。しかし、その発生した原因は悪徳資本家の私利追求に反抗した大衆の反抗運動であつたことは否定することができません。この暴動事件は政府の権力の前に屈しましたが、その底に流れておる反資本主義的勢力の台頭におそれをなした当時の財界の人たる渡沢栄一氏が、三井、三菱、安田、住友等々の財閥をたずねて多額の金円を譲出せしめ、政府もこれに出資し、労

資協調機関として協調会なるものを作立いたしました。この組織は民間人で発意で出発したものであります。しかし、実際は支配権力と財閥の合議による労働者の圧迫機関であったことは周知の事実であります。協調会はその発足において民間人の発起により設されたものであります。が、この協調が戦前いかなることをやつたか。そ歴史を顧みますると、半官半民的性格を持ち、内務官僚が天下り的に役になり、責任板は労資協調、実際的、は権力分配を行い、わが国の労働運動の健全なる発達を阻害し、最後には商業報国会の結成の主導的役割を演じ、わが国の労働者も資本家も、すべての国民全体に及ぼす日本国敗戦の悲劇をえたという、憎みても余りある結果を生ぜしめたことは、各位の十分熟知はされるところであります。(拍手)すなわち、出發は労資協調、紛争緩和等であっても、その結果は國を滅ぼすことにな相なつたことは、鐵然たる歴史の三すところであります。

(号)外

官

ようとする際、また二、三の好条件にて労使双方が妥結したる事業体に対して政治的圧力をかけたるがことは、労働省設置法の精神を全くわざまえざる、労働行政に対する頭脳はゼロか白痴と評する以外处置なしの感覚ではあります。(拍手)かかる感覚の持主ゆえ、国際労働機構における決議である、すなわち労働問題のうちでも最も初步的問題である国際結社の自由権、最低賃金法の批准がいまだに実行できないとは、実は憲法第二十八条の精神が宙に浮いてしまった、アジア諸国間における工業先進国として自負しておるわが国民が、国際関係においてもアジア諸国間においても恥かしい思いをしておることを十分了解のはずであります。しかるに、これをわれ意に介せずとばかりに、そっぽを向いておられる。若さと健康を誇りつつ東奔西走御活躍なされておる岸内閣の国民間における人気が、かつての鳩山、石橋内閣ほど上らないのは、諸政黨の失政もあることながら、その重大な原因は労働政策に対する失政の累積があつてきているのであります。民間人の発起で発足いたしました協調会が失敗した例に漏れず、最初から政府全額出資、責任者の労働大臣のいわゆる任免権というように、その出発から大きく官僚的支配がものをいつている労働協会なるものが発達すればするほど、おそれべき資本陣営擁護のたてにならうということは、想像されるところであります。(拍手)

第四に申し上げたいことは、労働協会は、労使及び国民に、労働問題の正し理解と、また労使相互間ににおける教育啓蒙、なお労働問題の統計資料の取集を目的としているといふのであります。それが、その中軸は、何といつても使用者並びに労働者が一番大きな対象にならなくてはなりません。その対象となる労働組合陣営が、声を大にして、旧協調会の復活であるとか、将来の發展は産業化であるとか、資本陣営が狂奔しておる生産性向上運動の側面的援助機関だとか、とにかく評判の悪いこと近ごろ珍しい労働政策のうちでも、これらくらい評判の悪い政策はないのであります。対象となるべき労働団体から総スカンを食っているこの労働協会法は、この構想を新しくして出直す方が、岸内閣の労働政策の上にもかえつていいのではないかと、御注意申し上げたいところであります。

この際石田労働大臣に一言いたしましたことは、あなたは、本国会勢頭の社会労働委員会において、労働行政一般について見解を表明されました。私はその際あなたに一言いたしましたのであります。お忘れでないと思いますが、この際はつきり繰り返して申し上げておきたいと思うのであります。

あなたは、今後とも、各方面的御意見に十分耳を傾けつつ、政策の推進に当つて参る覚悟でございますと、いみじくも表明されたのであります。私は、その際、とかく労働大臣は自信過剰となりました日本労働協会法案に対し、自由民主党を代表して賛成の意見を申し述べます。

わが国の労働運動は戦後飛躍的な発展を遂げ、労使関係も次第に改善されきてはおるのであります。しかし、春になれば毛虫が出ることなく、総評の春闘は始まりました。(拍手)わが國の労働運動は戦後飛躍的な発展を遂げ、労使関係も次第に改善されきてはおるのであります。しかし、春になれば毛虫が出ることなく、総評の春闘は始まりました。(拍手)総評は今年も年中行事の春季闘争を行しました。全く、春になれば花が咲く、いな、春になれば毛虫が出ることなく、総評の春闘は始まりました。(拍手)総評の向う、労働条件の改善のために、その切実なる要求をひっさげて闘争に立ち上げるのであれば、そして、その闘争の方法も、世人の納得のいくものであり、企画の社会性をわきまえているものであれば、問題はないであります。ところが、総評の指導する争議は全く趣旨を異にしております。彼らは、外においては自由諸国を戦争勢力として、共産陣営を平和勢力として、反米親ソ一辺倒の態度をとり、内においては階級主義による争議を誘発したり、いろいろ法律の運動に対する理解に欠け、はなはだしきるものがあつて、ようやく世の指點

に立って、政治闘争に主力を注いでおるのであります。また、このような政治的観点から、政治目的たると経済目的たるとを問わず、法の弊するといなにかわらず、実力行使をあえてするのであります。その結果が一般国民にいきなる迷惑を及ぼそらとおかまいなしである。

このことは、総評の一九五七年度運動方針に明らかに掲げておるところであります。すなわち、「われわれは」「内外独占資本の野望を粉碎し、平和と独立の闘いを発展させる為に、政治活動をいよいよ強化しなければならない」といふ、また「国鉄の労働者が公労法をのりこえて、合法性の拡大をはかるために闘つた経験を尊重し」「公労協の各組合が、実力行使によって、奪われた争議権を事実上奪還したように、力量の高まりが権利を守る闘いの基本である」とか、また「国家公務員法、地方公務員法、公労法、スト規制法は団交権、スト権、政治活動の自由を禁止する違憲立法である」「之等の自由を奪還する為の闘いを組織する」「如何に犠牲者が出ても、之をかかえ立てる」などともいつております。ことしの春闘も、この闘争は、炭労、国鉄など基幹産業労働者が軸となり「独占資本に重大な打撃をあたえるよう配量する」などともいつております。この闘争も、この運動方針から、はずれてはおりません。

組合の実力行使によってその政治主張を貫徹しようとすることは、サンジカリズム的傾向にはなりません。日本本邦憲法の基本的建前である民主制、議會政治に対して重大なる危険を包藏するものといわねばなりません。この

の公共の水域又は海域に放流するため下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

六 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地

域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

七 处理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域

で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

第二章 公共下水道

(管理) 第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められた場合には、当該市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならぬ。

(事業計画の認可)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところによ

り、事業計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第六条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第七条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第八条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第九条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十一條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十二條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十三條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十四條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十五條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十六條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十七條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十八條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第十九條 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十一条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十二条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十三条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十四条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十五条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二十六条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。

三 予定排水区域又は予定処理区域が排水施設又は終末処理場の配置及び能力に相応していること。

(大正八年法律第三十六号)第三条の規定により都市計画又は都市計画事業が決定されている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

四 当該地域に開設する都市計画法

(大正八年法律第三十六号)第三条の規定により都市計画又は都市計画事業が決定されている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

五 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

六 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

七 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

八 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

九 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

十 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

十一 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

十二 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

十三 供用を開始すべき年月日

年月日と、「下水を処理すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。

三 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

四 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

五 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

六 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

七 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

八 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

九 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

十 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

十一 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

十二 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

十三 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

十四 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。」。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造部には排水施設を固着して設ける場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関する必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 都市下水路

(管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかるわざ、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合には、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じて、関係市町村が協議に応じて、

じよっとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という。)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表

示した圖面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦貫に供しなければならない。公示した事項を変更するときは、同様とする。

2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかかるい排水施設の用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に關係のある土地改良区(土地改良区の存しない地域にあっては、農業協同組合その他の水利関係団体)の意見をきかなければならぬ。

(管理の基準等)

第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

2 都市下水路の構造及び維持管理に関する規定は、政令で定める。

(行為の制限等)

第二十九条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしておる者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の

許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしておるときも、同様とする。

1 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

2 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

3 前項の規定は、都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に接続する排水施設については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者に告げなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者は、都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水路に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならぬ。

1 工場その他の事業所(一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この

条において同じ。)で政令で定める量以上の下水を同一都市下水路に排除するもの

2 工場その他の事業所で政令で定める水質の下水を政令で定めた際現に当該都市下水路に接続する場合は、都市下水路については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

3 第一項の規定により宅地又はからかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他の土地に立ち入ろうとするときは、その身分を示す証明書を携帶し、関係者に告げなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者は、都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道又は都市下水道の施設を損壊し、その他機械に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者又は都市下水路管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(下水道法の廃止)
第一条 下水道法(明治三十三年法律第三十二号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。

(公共下水道に関する経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の施行前に市町村が旧法第二条の規定による認可を受けて築造した又は築造中の下水道(以下「既設公共下水道」という。)は、当該市町村が新法第四条の規定による事業計画の認可を受けて設置した又は設置中の公共下水道とみなす。

2 新法第七条の規定は、既設公共下水道については、これを改築する場合を除き、適用しない。

3 新法の施行の際現に供用を開始している既設公共下水道については、旧法第三条の規定に基き当該既設公共下水道により下水を排除すべき地域を新法第二条第六号に規定する排水区域とみなす。

4 新法の施行の際現に処理を開始している終末処理場については、附則第六条の規定による改正前の建築基準法第三十三条第三項の規定により特定行政庁が指定した区域を新法第二条第七号に規定する処理区域とみなす。

5 新法の施行の際現に既設公共下水道に關し、権原に基き、新法第二十四条第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む。)は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

6 新法の施行の際現に既設公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に關し、権原に基き、施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む。)につ

いては、新法第二十四条第三項に規定する場合を除き、公共下水道管理者は、同項の規定にかかるわざ、その権原に基いてなお當該施設又は工作物その他の物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件を設けさせることができることとする。

(旧法に基く処分等に関する経過措置)

第四条 新法の施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらに規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九百九号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条 道路法の一部を次のように改正する。

第十条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十条の三中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法の一部を次のよ

うに改正する。

下水道の整備を図ることによつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するため、現行下水道法を全面的に改正して、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理に關し必要な基準等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道の整備を図ることによつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するため、現行下水道法を全面的に改正して、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理に關し必要な基準等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水道」に改め、同条第三項を削る。

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第十八号中「下水道法(明治三十三年法律第三十二号)による下水道」を「下水道法(昭和三十年法律第 号)による公共下

水道」に改め、同条第三項を削る。

(報告書は会議録追録に掲載)

○西村直己君 ただいま議題となりました下水道法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行下水道法は明治三十三年に制定されたものであり、下水道の設置及び管理の基準、下水設備の責任、使用料の負担、下水道の管理を妨げる行為の制限、国の助成措置等に関する規定が整備されておらないのであります。たゞいま道路の整備が急速に進められている状況にかんがみまして、これらの不備を是正するため、現行下水道法を全面的に改正して必要な規定を整備しようとするのが、本法律案の提案された理由であります。

そのおもなる内容は、概要次の通りであります。すなわち、その第一は、下水道を公共下水道と都市下水路とに分け、前者は主として暗渠式のものであり、後者は、従来水路あるいは溝渠等と称されておりましたもののうち、一定規模以上のものを地方公共団体が指定したものであり、ともに、原則として市町村が管理するものといたしまして、下水道の整備促進の対象を明確に定めようとするものであります。

第二は、下水道の設置について、その設置の規模及び構造に関してその基準を定め、また、下水道の管理について、その公共性にかんがみ、下水道の使用の義務を定め、下水道の施設を保全するについての監督を明確にし、放流水による公共水の汚濁を防止する

措置を行うなど、必要な規定を整備します。

第三は、下水道の設置に対する国の補助、資金の融通、国有地の貸付、使用料の徴収、原因者負担金その他の負担金等の規定を設け、財源の確保につき必要な規定を整備しようとするものであります。

本法律案は、去る三月二十四日本委員会に付託され以来、地方行政委員会との連合審査会を行うなど慎重に審査いたしましたが、質疑の内容は速記録に譲ります。

なお、本法律案に対しましては、日本社会党を代表し、前田榮之助君より、下水道の災害復旧を公共土木施設災害復旧事業費負担法の対象とすることをなどについて、また、自由民主党を代表して薩摩雄次君より、下水道の災害復旧事業を行なう地方公共団体に対する補助を行うことができるることなどについて、それぞれ修正案が提出されました。

○公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、下水道の災害復旧に関する法律では、公共土木施設災害復旧事業費負担法の適用を受けることができるようすみやかに財政上必要な措置を講ずること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十三年二月四日
内閣總理大臣 岸 信介

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のようになります。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

〔「加入申込」を「加入電話加入申請」に、「加入区域」を「電話加入区域」に改める。〕

第七条中「電報の受付、伝送若しくは配達(電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。)、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務」を

〔「公衆電気通信業務の一部」に改める。〕

第八条第一号中「配達」の下に「(電話による送達、着信の場所における

交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。」を加え、同条第五号及び第六号中「公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務」を

〔「公衆電気通信業務の一部」に改める。〕

第九条中「国際電気通信役務に属する電報(以下「国際電報」という。)

の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通信(以下「国際電話」という。)の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に關する事務を他の者に」を「国際電気通信業務の一部を公社に又は会社が通信大臣の認可を受けて定める条件に適合する者に」に改める。

第一章中第十二条の次に次の二条を加える。

(試行的な公衆電気通信役務)
第十二条の二 公社又は会社は、公衆電気通信役務であつて、この法律で定めるもの以外のものを試行的に提供することができる。

第二十四条第一項中「国際電報」を「国際電気通信役務に属する電報(以下「国際電報」という。)」に改める。

第二十五条第二号中「加入電話」を「前二号に掲げる電話」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

〔前二号に掲げる電話〕に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 地域団体加入電話 一定の地域内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けたことを目的とする組合契約によつて設立した組合と公社との契約により設置する電話

第四十三条の三 公社との間に、地域団体加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約(以下「地域団体加入契約」という。)を締結することができるものは、一の地域団体加入電話につき一の組合に限る。

(地域団体加入契約)
第四十三条の四 地域団体加入電話を設置することができる地域は、その地域内に居住する者が社会的経済的に相互に比較的に緊密な関係を有し、且つ、電話による連絡が不便となつてゐる地域で、公社が通信大臣の認可を受けて定める

一 組合は、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とするものであること。
二 組合員は、公社から提供される公衆電気通信役務につき公平な取扱を受けける権利を有すること。
三 公社に対し組合を代表する業務執行者一人の選定に關すること。
四 組合員が公社に対して支払う料金等の取りまとめた料金等の公社に対する納入の方法に關すること。
五 組合は、加入申込者が料金等の支払を怠るおそれがあるとき、及び地域団体加入電話の設備に余裕がないときを除き、加入申込を拒んではならない。

一 組合は、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とするものであること。
二 組合員は、公社から提供される公衆電気通信役務につき公平な取扱を受けける権利を有すること。
三 公社に対し組合を代表する業務執行者一人の選定に關すること。
四 組合員が公社に対して支払う料金等の取りまとめた料金等の公社に対する納入の方法に關すること。
五 組合は、加入申込者が料金等の支払を怠るおそれがあるとき、及び地域団体加入電話の設備に余裕がないときを除き、加入申込を拒んではならない。

項第一号の次に次の二号を加える。

二 組合交換設備及び電話機並び

にこれらの附属設備

第一百五条第四項及び第五項中「加

入者」を「加入電話加入者又は加入組

合」に改め、同条第七項中「加入者」

を「加入電話加入者又は加入組合」

に、「又は第四号」を「第二号又は

第五号」に改める。

第一百七条第一項中「構内交換設備

であつて」を「構内交換設備又は組合

交換設備であつて」に、「加入者が加

入契約」を「加入電話加入者若しくは

加入組合が加入電話加入契約若しく

は地域団体加入契約」に改め、「若し

くは構内交換設備」の下に「若しくは

組合交換設備」を加え、「第四十二条

第一項の規定により加入契約」を「第

四十二条第一項（第四十三条の五に

おいて準用する場合を含む。）の規定

により加入電話加入契約若しくは地

域団体加入契約」に、「加入者は、その

構内交換設備」を「加入電話加入者又

は加入組合は、その構内交換設備又

は組合交換設備」に改め、同条第五

項中「構内交換設備」を「構内交換設

備組合交換設備」に改め、同条第六

項中「構内交換設備」を「構内交換設

話」の下に「又は加入電話の通信」を
加え、同項第三号中「加入者」を「加入
電話加入者又は加入組合の組員」
に改め、「その加入電話」の下に「又
は地域団体加入電話」を加え、同項
第五号の次に次の二号を加える。

五の二 電信加入者がその加入電
信により通信することができる
ない場合において、その旨を加
入電信取扱局に通知した日から
引き続き五日以上その加入電信
により通信することができなか
かつたときは、その旨を加入電
信取扱局に通知した日後の通信
をすることができなかつた日數
に対応する加入電信使用料（そ
の通信をすることができなかつ
た設備に係るものに限る。）の五
倍に相当する額及びその加入電
信使用料に附加して支払うべき
料金（その通信をすることができる
きなかつた設備に係るものに限
る。）の五倍に相当する額

地域団体加入電話及び加入電信に
ついてその提供条件を定める等の必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

公衆電気通信法の一部を改正する
法律案に対する修正案

公衆電気通信法の一部を改正する
法律案に対する修正

百五条第一項の規定により地
域団体加入電話の設備を設置
するとき。

第十条第七号の次に次の二号を
加える。

七の二 その設備が公衆電気通
信法第五十五条の八の規定に
より設置したものであると
き。

理由

地域団体加入電話及び加入電信に
ついてその提供条件を定める等の必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

公衆電気通信法の一部を改正する
法律案に対する修正案

公衆電気通信法の一部を改正する
法律案に対する修正

る審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

本案は、去る二月四日内閣から提出
されたものでありまして、その目的と
するところは、現在試行的に実施して
いる日本電信電話公社の地域団体加入
電話並びに同公社及び国際電信電話株
式会社の加入電信について、その役務
提供条件等を法定して本格的業務とす
るほか、これに関連する若干の改正を
行おうとするものであります。

本案の内容の概略を申し上げれば、
まず、地域団体加入電話とは農山漁
村等における部落内電話交換の一形態
であります。が、この法案によれば、そ
の加入者は組合契約によって設立した
組合に限り、設置区域は、その居住者
が社会的、経済的に相互に比較的緊密
な関係を有し、かつ電話による連絡が
不便な地域であつて、公社が通信大臣
の認可を受けて定める基準に適合す
るものに限ることとしております。

また、電話の交換設備、電話機等に
ついては、構内交換電話の場合と同
様、一定の技術基準を設けて、その加
入者たる組合が自営することも認め、
料金について市外通話料のほかは認
可料金とし、その他の役務提供条件に
ついては、おおむね一般の加入電話に
準じて取り扱うことにしております。

次に、加入電信とは、加入者の宅内
にテレ・プリンターを置き、加入者が
直接相手方を呼び出して通信文を送受
信することができるものであります。
たゞ、国内通信を主とするものは電電公
社が取り扱い、もっぱら国際通信を行
うものは国際電信公社が取り扱うこと
になつております。その役務提供条件
については料金を認可料金としたこ
とで、及び、設備の他人使用及び端末設
備の加入者による設置について制限を
付してこれを認めたほかは、おおむね
加入電話の場合に準じて取り扱うこと
にしております。

ましましては、公衆電気通信役務の試行に
ついて新たに規定を設けたこと、法律
で定めた公衆電気通信役務の提供条件
以外のものであつて、通信省令で定め
る重要な事項を内容とする契約約款を
定めようとするときは、通信大臣の認
可を要すること、及び、有線電気通信
法の一部に所要の改正を行なつたこと
であります。

通信委員会におきましては、去る二
月四日本案の付託を受けまして以来、
数次にわたり会議を開き、まず政府よ
り提案理由の説明を聴取し、政府及び
日本電信電話公社当局との間に質疑応
答を重ねて、慎重審議を進めたのであ
りますが、その詳細は会議録に譲ります。

かくして、委員会は四月八日質疑を
終了し、四月九日、理事竹内俊吉君よ
り、郵政省設置法の一部を改正する法
律案の審議状況にかんがみ、郵政省の
省名が通信省に改められるまでの間、
この法律による改正後の公衆電気通信
法各条の規定中「通信大臣」とあるのは
「郵政大臣」と、「通信省令」とあるのは
「郵政省令」とする旨の修正案が提出され、次
いで討論を省略して採決を行いました。
ところ、修正案及び修正部分を除く原
案はいずれも全会一致をもって可決、
ここに本案の修正議決を見た次第であ
ります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔報告書は会議録追記に掲載〕

〔森本靖君登壇〕

○森本靖君 ただいま議題となりまし
た公衆電気通信法の一部を改正する法
律案につきまして、通信委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

昭和三十三年四月九日 樂議院会議録第二十七号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月九日 衆議院会議録第二十七号 国会議員互助年金法案

2 在職期間十年以上の者で第十一条第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給されるものが、これら

の規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、そ

の公務傷病年金をその者の在職期間に相応する普通退職年金に改定する。

(遺族扶助年金及びその年額)

第十九条 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに普通退職年金又は公務傷病年金を給すべきときは、その者

の遺族に公務傷病年金を給する。普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、また

同様とする。

2 前項の遺族扶助年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 国会議員が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合は、これに給すべき普通退職

年金の金額

二 普通退職年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く)においては、当該年金の金額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合においては、在職期間

の規定により其の公務傷病年金を受ける権利を裁定する場合において、第十一条、第十七条(第一項第一号及び第四項を除く)、第十八条第一項又は第十九条第一項及び第二項第四号に規定する事由に該當するかどうかの認定は、当該国

会議員であつた者が満していた期間十年以上の方にあつては同規

上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額。

四 国会議員又は普通退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因り死亡した場合には、在職期間十

年未満の者につては第九条の規定により在職期間十年の者に

給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者につては同条の規定により在職期間十年の者に

上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額。

五 乘じて得た金額。

六 乗じて得た金額。

七 乗じて得た金額。

八 乗じて得た金額。

九 乗じて得た金額。

十 乗じて得た金額。

十一 乗じて得た金額。

十二 乗じて得た金額。

十三 乗じて得た金額。

十四 乗じて得た金額。

十五 乗じて得た金額。

十六 乗じて得た金額。

十七 乗じて得た金額。

十八 乗じて得た金額。

十九 乗じて得た金額。

二十 乗じて得た金額。

二十一 乗じて得た金額。

二十二 乗じて得た金額。

二十三 乗じて得た金額。

二十四 乗じて得た金額。

二十五 乗じて得た金額。

院の議院運営委員会の議決するとところによる。

(死前)の未支給年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、そ

の互助年金で生存中に給与を受けた場合においては、在職期間十

年未満の者につては第九条の規定により在職期間十年の者に

給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者につては同条の規定により在職期間十年の者に

る場合を除き、恩給法第五十九条の規定にかかるらず、同条の規定による納付金を納付することを要

しない。

(届出)

第二十七条 互助年金を受ける者が、

は、第三項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条若しくは

第八十条の規定に該当しその他の法律の規定により互助年金の給与を

受け取ることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総理府恩給局長に届け出なければならない。

(過料)

第二十八条 前条に規定する者が、

同条の規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたときは、一万円以下の過料に処する。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に規定するものほか、互助年金の請求、裁定、支給及び受給権の存否の調査並びにこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

定による国会議員としての在職期間とみなし、この法律の在職期間の計算に際する規定を適用する。

(前国会議員等に対する互助年金)この法律の規定(第五条第三項及び第二十三条の規定を除く。)

3 この法律の規定(第五条第三項及び第二十三条の規定を除く。)

4 この法律の施行前に恩給法に規定する公務員と帝国議会における議員の歳賃年額に相当する金額」と読み替えるものとする。

5 この法律の施行前に恩給法に規定する公務員としての在職期間からこれを除算する。

6 この法律の施行前に恩給法に規定する公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員の在職期間に算入する。

7 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

8 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

9 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

10 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

11 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

12 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

13 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

14 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

15 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

16 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

17 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

18 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

19 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

20 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

21 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

22 この法律の規定による公務員としての在職期間に相当するものとし、これを国会議員としての在職期間に算入する。

れた後最初に行われる衆議院議員の総選挙の期日から施行することにいたしました。

思うに、古来政治家の末路は井戸へいといわれております。議会政治始まつて以来ここに約七十年、その間多くの政治家が父祖伝來の家業を傾け、一身をなげもつて政治に尽した結果が、残るものは逆境であり窮屈であつたのであります。ことに、政治家の遺族の方々がきのうに變る悲境に苦しまれることは、われわれの深く胸打たれるところでござります。現に、元議員またはその遺族の方々にして、生活保護法の適用を受け、辛うじて生活を維持されておられる方が相當数あると聞いております。現在の議会政治の実情においては、議員は常時そのすべての力をあげて国政の審議に従事している現状でございます。昔日のことき名譽職ではないでございます。政治家が、後顧の憂いなく、国家のために国政に参与できること、眞の議会政治の発展があると申されねばなりません。

官外号

(拍手) われわれの幾多の先輩が、なさんとしてなし得なかつたものが本法案であることと思うとき、私は今回本法案が成立することによりまして、先輩並びに遺族の方々に、いささか報ゆることろがありますことを思ひますときに、わざらもまたこの際思いを新たにいたしまして、民主主義政治の發展のために、さらに一段の力をいたさんとするものでございます。

何とぞ、御審議の上満場一致御賛同あらんことを希望いたします。(拍手)

O副議長(杉山元治郎君) 採決いたしませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

O副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

国会法等の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

O山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

O副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

O副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

議院運営委員長提出、国会法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

O副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

O副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

議院運営委員長提出、国会法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

O副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

第二条の二の次に次の二条を加える。

第一条の三 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、は、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を開催しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が参議院議員の通常選挙を行なうべき期間にかかる場合は、この限りでない。

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を開催しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合は、この限りでない。

第一項の規定により閉会中の

お審査することに決したとき

は、その院の議長から、その旨

を他の議院及び内閣に通知す

る。

第五十五条の二を次のように改める。

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項に

つき、議院運営委員長及び議院

運営委員会が選任する議事協議

員と協議することができる。

の場合において、その意見が一

致しないときは、議長は、これ

を裁定することができる。

議長は、議事協議会の主宰を

議院運営委員長に委任すること

ができる。

議長は、会期中であると閉会

中であるとを問わず、何時でも

議事協議会を開くことができる。

第六十一条 会期中に議決に至らぬ。

第一百条第二項の次に次の二項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員について、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第一項、第六十七条、第六十九条及び第一百二十条の五、第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条、第六十九条及び第一百二十条の二を次のように改める。

第一項の規定により閉会中の

お審査することができること

る。

第一項の規定により閉会中の

お審査これが可能である

る。

ず、議事が翌日に繼續した場合には、その議事を終了するまでに及ぼしたこと、議員以外の者が院内の秩序を乱したこと等により得ることとしたこと等であります。

次に、外務公務員法の一部を改正する規定について申し上げます。從来、閉会中は、國會議員を特派大使、政府代表等に任命することができなかつたのであります。これを改め、今後、議員は、会期中であると閉会中であるとを問わず、これらの外務公務員に任命されることが可能となるものであります。

なお、本案の施行につきましては、国会法の改正規定は次の国会の召集の日から、外務公務員法の改正規定は公布の日から施行することいたしております。

本案は、本日の議院運営委員会において全会一致をもつて成案を決定したものであります。何とぞ諸君の御賛同をお願いする次第でございます。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 呂決いたしました。本件を可決するに御異議あります。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本件はこれにて散会いたします。

午後六時十三分散会

出席國務大臣 内閣總理大臣 岸 信介君

出席政府委員	大蔵大臣	一萬田尙登君	農林水産委員	権名 隆君
郵政大臣	田中 角榮君	安藤 覚君	中馬 辰猪君	綱島 正興君
労働大臣	石田 博英君	清瀬 一郎君	久野 忠治君	商工委員
建設大臣	根本龍太郎君	椎名 隆君	小金 義照君	林 唯義君
国務大臣	津島 勝一君	綱島 正興君	田村 元君	片山 哲君
総理府総務長官	今松 治郎君	大村 清一君	有馬 英治君	佐々木秀世君
総理府恩給局長	八卷淳之輔君	佐々木秀世君	久野 太郎君	森 純也君
厚生省公衆衛生局長	尾村 健久君	横井 太郎君	芳滿君	櫻内 義雄君
電気通信監理官	岩田 敏男君	久野 忠治君	川野 芳滿君	草野一郎平君
環境衛生部長		元吉君	栗山 博君	中馬 辰猪君
農林水産委員		佐々木秀世君	栗山 廉君	小金 義照君
社会労働委員		横井 太郎君	中島 濩君	川野 芳滿君
丹羽 兵助君		久野 忠治君	正一君	森 純也君
大蔵委員		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
片山 哲君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岸 信介君		有馬 英治君	正一君	中馬 辰猪君
竹谷源太郎君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
丹羽 兵助君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
大蔵大臣		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
田中 角榮君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
石田 博英君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
根本龍太郎君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
津島 勝一君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	三宅 正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	三宅 正一君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	竹谷源太郎君	井出一太郎君
八卷淳之輔君		横井 太郎君	正一君	中馬 辰猪君
尾村 健久君		久野 忠治君	三宅 正一君	井出一太郎君
岩田 敏男君		元吉君	竹谷源太郎君	中馬 辰猪君
今松 治郎君		佐々木秀世君	正一君	井出一太郎君
八卷淳之輔君				

衆議院会議録第十八号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
三四一	二八	先取得権	先取特權	
三八ク	表中	せき柱	脊柱	

一、昨八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案
(内閣委員長提出)

(議案通知)

一、昨八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
森林開発公団法の一部を改正する法律案

分収造林特別措置法案

(議案撤回)

一、昨八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

母子年金法案(長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会衆法第七〇号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法案(石橋政嗣君外二十三名提出、第二十七回国会衆法第二号)

(質問書提出)

一、昨八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問主意書(山口丈太郎君提出)

昭和三十三年四月九日 民議院會議録第二十七号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)

(印鑑料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段北三一三一
官報